

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 琴平町の現状と課題

(ア) 位置・交通

本町は、香川県のほぼ中央に位置する仲多度郡の西部に位置し、東経 133 度 49 分 36 秒、北緯 34 度 12 分 7 秒にあります。町内には、国道 319 号・同 377 号が走り、徳島、高知、愛媛に通じています。高松自動車道善通寺 IC へは国道 319 号線を通して約 6.5km の位置にあります。公共交通機関としては、JR 土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があります。県庁所在地である高松市の中心部へは自家用車、電車のいずれを使っても 60 分以内で到達可能となっています。

(イ) 面積、隣接市町、環境

本町の面積は、8.47 平方キロメートル（令和 2 年 10 月 1 日時点）で県下でも 2 番目に小さい値となっています。町域は東西 3.3km、南北 5.3km におよび、地勢は南北に長く、金倉川と土器川の扇状地にあります。町域の西側が、標高 524m、瀬戸内海国立公園・名勝天然記念物に指定されている象頭山の山裾に沿っています。東及び南は、まんのう町、南西は三豊市、北から北西にかけて善通寺市に接しています。年間を通して温暖な、暮らしやすい気候に恵まれており、町域の東側は南北に渡って平野部が続き、企業立地にも適した環境と言えます。

(ウ) 産業

本町は、「讃岐のこんぴらさん」という愛称で知られる金刀比羅宮を中心に発達した門前町として、多数の観光客を集める観光都市です。

金刀比羅宮は象頭山中腹に位置し、特に海上の安全、五穀豊穡の守護神として全国から根強い大衆信仰を受けてきました。このため、高松街道、丸亀街道、多度津街道、伊予土佐街道、阿波街道など琴平に向かう道は、「こんぴら街道」と呼ばれ、江戸時代頃から整備が進められてきました。参道には土産物店や旅籠、茶屋がひしめいており、今日に至るまで全国有数の観光地として大きく発展してきました。本町の主だった地域産業資源として「レタス」「にんにく」「ナバナ」「清酒」「讃岐一刀彫」等があり、中でも香川県の「にんにく」の生産量は、青森県に次いで全国第 3 位で、本町は香川県下でも上位の生産地となっています。また、「讃岐一刀彫」は、香川県の伝統工芸品にも認定されており、本町には「讃岐一刀彫」の伝統工芸士が多く存在しています。

イ 人口構造、産業構造及び町内中小企業者の実態等

(ア) 人口減少・少子高齢化への対応

本町の人口は、令和 2（2020）年 10 月時点で 8,468 人です。平成 72（2060）年の将来推計人口では 4,242 人と試算されており、平成 22（2010）年の半数以下、約 43%になると想定されています。

また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 72（2060）年には、全体の約 46%を占めると想定されています。

人口減少によって、地域経済の規模縮小、地域の活力が低下するとともに、生産年齢人口（15～64 歳）の減少は税の減収や地域で支え合う生活の維持が困難になります。今後、人口減少に歯止めをかけるとともに、若い世代の定住者を増やしていくことが重要となります。

（イ）琴平町の産業別就業人口の状況

令和 2（2020）年における本町の産業別就業人口は、第 3 次産業が最も多く、全体の約 70%を占め、次いで第 2 次産業が約 25%となっています。

就業人口は全体的に減少傾向にあり、特に第 1 次産業の減少割合が大きくなっています。

就業人口の減少は、地域産業の衰退や事業後継者不足による地場産業の廃業につながり、人口減少と経済縮小の負のスパイラルに至る恐れがあることから、地場産業を活かした就業機会の確保や時代の流れに対応した新たな起業等による魅力的な職業の創出などにより、労働力人口を確保し、産業人口の減少に歯止めをかけることが重要であると考えられます。

（ウ）市町村内の事業所数、中小企業の割合等

令和 3 年経済センサス活動調査（比較対象：平成 28 年経済センサス活動調査）によると、令和 3（2021）年の町内事業所数は 592 であり、平成 28（2016）年の 690 に比べ 85.7%と、減少傾向となっております。

また、従業者数においても令和 3（2021）年の 3,667 人は平成 28（2016）年の 3,938 人に比べ 93.1%となっており、事業所数とともに減少傾向にあります。

なお、製造業においては、町域が狭く、大企業が進出しにくい環境の中、ホテル・旅館業に代表される観光産業等から比較すると規模が小さい状況にあり、町内全ての製造業が計画認定を受けられる中小企業に当てはまります。

人口減少に加え、町内の伝統産業の廃業が進めば、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況にあり、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題であります。

（2）目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく「導入促進基本計画」を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとして、魅力ある新製品の開発や、地場産業の活性化を後押しします。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。また、目標の実現に向け、琴平町商工会や、町内金融機関等の認定経営革新等支援機関との連携を密にします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいいます。）が年平均で3%以上向上することを目標とします。

※労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人あたり年間就業時間のいずれか）で除したものです。

2 先端設備等の種類

琴平町の産業は、農林水産業、製造業、観光業を中心としたサービス業と多岐に渡り、さらには観光と工業の連携した業種など、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

琴平町の産業は、川西及び川東地区を中心とした、観光産業等のサービス業以外にも町内全域に点在する製造業や、にんにくを中心とした地域ブランド品の生産などがあります。

そこで、これまで町の発展を支えてきた観光を中心とするサービス業のみならず、地域産業を活かした地域ブランドの確立、さらには新規創業による新産業の創造や企業誘致などを目指し、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

上述の対象地域と同様に、琴平町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であります。

したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、業種は問わず、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月14日から令和9年6月13日までとします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。